平成２６年（フ）第８０号
福島県いわき市泉玉露２丁目11番地の11　アビダシオンビバリーヒルズイン302
債務者　佐藤　正人
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第８８７号
千葉県市原市ちはら台東９丁目11番地４　メープルスクウェア105
債務者　山岡　直樹
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９０１号
千葉県船橋市若松２丁目６番１棟604号
債務者　望月ミヨ子
成年後見人　吉住　寛子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９３１号
千葉市中央区星久喜町1003番地14
債務者　古屋　恵子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９５０号
千葉市若葉区貝塚町423番地１
債務者　池田由利恵
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９５９号
千葉県市原市郡本３丁目136番地　コスモスハウス104
債務者　須田　健一
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９６５号
千葉県船橋市夏見台４丁目10番18号　ソルーチェ夏見台105号
債務者　清水　奈美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４０９号
新潟市西区寺地555番地５
債務者　渡邊　　元
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２５号
岐阜市本荘西２丁目21番地１
債務者　澤崎美智子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４０３号
岐阜県羽島市江吉良町1600番地４
債務者　小川美津子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４０７号
岐阜県関市北天神３丁目２番７―201号
債務者　中才　由佳
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４１６号
岐阜県各務原市那加甥田町193番地　フォーブルマキタⅡ101
債務者　松尾　幸子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４２６号
兵庫県姫路市仁豊野87番地６
債務者　前田　　洸
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４９０号
兵庫県加古川市野口町水足221番地の１　野口団地18―102号
債務者　梅本　和志
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５１１号
兵庫県加古川市尾上町旭３丁目２番地の１　シャトー尾上101号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町南備後284番地の５
債務者　木村　昌吾
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５２０号
兵庫県赤穂市大津652番地３　県住湯の内団地１―104
債務者　高木　佳子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２４９号
奈良県高市郡高取町大字清水谷1300番地378、住民票上の住所奈良県高市郡高取町大字丹生谷1028番地
債務者　山本　嘉代
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係